

詳細基準審査規程

[機-10100-5]

高圧ガス保安協会

文書履歴

詳細基準審査規程 [機 - 1 0 1 0 0]

改訂 コード	施行 年月日	改訂等の内容
- 0	1998.4.1	制定
- 1	2000.4.1	「特定設備検査規則の機能性基準の運用について（平成 12・03・31 立局第 8 号）」へ対応するための新様式の指定及び特定設備関係規定の追加。
- 2	2001.1.6	「通商産業省」を「経済産業省」に変更
- 3	2001.3.28	通達の変更に基づく呼称変更（平成 10・03・20 立局第 2 号→平成 13・03・09 原院第 5 号）
- 4	2001.12.28	通達の変更に基づく呼称変更（平成 12・03・31 立局第 8 号→平成 13・12・27 原院第 5 号）
- 5	2016.12.20	①通達の変更に基づく呼称変更（平成 13・03・09 原院第 5 号→20130409 商局第 4 号、平成 13・12・27 原院第 5 号→20160920 商局第 4 号）及び用語の変更 ②一般詳細基準審査結果通知書の公開に係る関係規定の追加並びに様式の変更（様式 1、2、4、5）及び追加（様式 7） ③手数料の納付について規定 ④「国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20160613 商局第 4 号）」へ対応するための新様式の指定（様式 3、6）及び国際相互承認に係る容器保安規則関係規定の追加 ⑤「協会技術委員会」を「協会規格委員会」に変更

詳細基準審査規程

[機－１０１００－５]

1 目的

この規程は、「容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）」及び「特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第 4 号）」に基づく一般詳細基準審査並びに「国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20160613 商局第 4 号）」に基づく詳細基準の審査に係る実施方法等を定め、審査を適切かつ円滑に実施することを目的とする。

2 定義

この規程において使用する用語は、「容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）」、「特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第 4 号）」及び「国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20160613 商局第 4 号）」において使用する用語の例による。

3 申請

申請は、次に掲げるところによる。

- (1) 一般詳細基準審査又は詳細基準の審査（以下「一般詳細基準審査等」という。）に係る申請は、一般詳細基準又は詳細基準（以下「一般詳細基準等」という。）の作成者が行うものとする。
- (2) 一般詳細基準審査等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、容器保安規則（以下「容器則」という。）に係る一般詳細基準にあつては様式 1 の、特定設備検査規則（以下「特定則」という。）に係る一般詳細基準にあつては様式 2 の一般詳細基準審査申請書又は国際相互承認に係る容器保安規則（以下「国際相互承認則」という。）に係る詳細基準にあつては様式 3 の詳細基準審査申請書に次の事項を記載した資料を添えて、一般詳細基準審査申請書又は詳細基準審査申請書に記載の同意事項に同意の上、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）機器検査事業部に提出するものとする。
 - ① 一般詳細基準等の作成者の概要
 - ② 例示基準によらない理由
 - ③ 一般詳細基準等の内容及びその根拠等についての説明
 - ④ 一般詳細基準等が申請者の設置した委員会（以下「作成委員会」という。）において作成された場合にあつては、作成委員会の運営等について定めた規定類

4 手数料の納付

申請者は、協会が別に定める手数料を、申請時に協会が指定する金融機関の指定口座に振り込むこととする。なお、協会は、正当な理由がある場合を除き、受納した手数料は返金しない。

5 検討委員会における審査

検討委員会における審査は、次に掲げるところによる。

- (1) 協会会長は、3に基づく申請に係る一般詳細基準等又は協会規格委員会が作成した一般詳細基準等について、容器則に係る一般詳細基準又は国際相互承認則に係る詳細基準にあつては別に定める高圧ガス容器規格検討委員会規程に基づき設置する高圧ガス容器規格検討委員会に、特定則に係る一般詳細基準にあつては別に定める特定設備基準検討委員会規程に基づき設置する特定設備基準検討委員会に諮る。
- (2) 高圧ガス容器規格検討委員会及び特定設備基準検討委員会（以下総称して「検討委員会」という。）の運営は、それぞれ高圧ガス容器規格検討委員会規程及び特定設備基準検討委員会規程による。
- (3) 検討委員会は、申請された一般詳細基準等の審査の結果を協会会長に報告する。
- (4) 検討委員会は、過去に審査を行い例示基準となっている一般詳細基準等及び8により公開されている一般詳細基準審査結果通知書に係る一般詳細基準の見直しを当該一般詳細基準等の作成者に要請することができる。

6 審査の基準

審査の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 一般詳細基準等は、容器則に係る一般詳細基準にあつては容器則に規定された機能性基準に、特定則に係る一般詳細基準にあつては特定則に規定された機能性基準に、国際相互承認則に係る詳細基準にあつては国際相互承認則に規定された機能性基準に、それぞれ適合すること。
- (2) 一般詳細基準等は、適切な表記、構成等に基づいていること。

7 審査結果の通知

協会会長は、3に基づく申請に係る一般詳細基準等について、検討委員会の報告を受けた後、当該一般詳細基準が容器則又は特定則に規定された機能性基準に適合するものであるかどうかについて、容器則に係る一般詳細基準にあつては様式4の、特定則に係る一般詳細基準にあつては様式5の一般詳細基準審査結果通知書により、当該詳細基準が国際相互承認則に規定された機能性基準に適合するものであるかどうかについて様式6の詳細基準審査結果通知書により速やかに申請者に通知する。

8 一般詳細基準審査結果通知書の公開

協会は、5により審査された一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、容器則又は特定則に規定された機能性基準に適合すると認めるときは、3に基づく申請に係るものにあつては申請者の求めに応じ様式4又は様式5の一般詳細基準審査結果通知書を、協会規格委員会が作成したものにあつては様式7の一般詳細基準審査結果通知書を協会ウェブサイトで公開するものとする。

9 経済産業省への報告

経済産業省への報告は、次に掲げるところによる。

- (1) 協会は、5により審査された一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、容器則又は特定則に規定された機能性基準に適合すると認めるときは、その旨経済産業省に報告する。
- (2) 協会は、国際相互承認則に規定された機能性基準に適合すると認められる詳細基準について、その旨経済産業省に報告する。

10 資料の公開

協会は、審査の透明性を確保するために、検討委員会における審査に係る資料を公開することができるものとする。

- 附則 この規程は、平成10年4月1日から実施する。
- 附則 この改正は、平成12年4月1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成13年1月6日から適用する。
- 附則 この改正は、平成13年3月28日から適用する。
- 附則 この改正は、平成13年12月28日から適用する。
- 附則 この改正は、平成28年12月20日から適用する。

様式 1

一 般 詳 細 基 準 審 査 申 請 書		
高圧ガス保安協会会長 殿	番 号 平成 年 月 日	
	申請者 住 所 名 称 代表者	
	印	
<p>容器保安規則に係る一般詳細基準について、下記事項に同意の上、審査を【受け、当該一般詳細基準に係る一般詳細基準審査結果通知書を公開願いたいので】『受けたいので』申請します。</p>		
一般詳細基準	名 称	
の作成者	所 在 地	
容器保安規則の関係条項		
一般詳細基準の題名		
一般詳細基準の作成日	平成	年 月 日
一般詳細基準の内容		
記		
<p>1. 容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）に従い、本申請に係る一般詳細基準審査の結果が経済産業省に報告され、これを踏まえ、経済産業省が例示基準を改正又は追加した場合、当該例示基準が第三者により申請等に使用されること。</p> <p>【2. 本申請に係る一般詳細基準審査結果通知書が、詳細基準審査規程に定める手順に従って公開されること。</p> <p>3. 本申請に係る一般詳細基準審査結果通知書が公開された場合、容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）に従い当該一般詳細基準審査結果通知書及び当該一般詳細基準が第三者により申請等に使用されること。</p> <p>4. 本申請に係る一般詳細基準に第三者が有する知的財産権が含まれる場合にあっては、箇条 1. から箇条 3. までについて、申請者と当該第三者とで合意していること。</p> <p>5. 本申請を行うこと及び箇条 1. から箇条 3. までにより生じる一切の不利益又は損害に対して申請者がすべての責任を負うこと。】</p> <p>『2. 本申請に係る一般詳細基準に第三者が有する知的財産権が含まれる場合にあっては、箇条 1. について、申請者と当該第三者とで合意していること。</p> <p>3. 本申請を行うこと及び箇条 1. により生じる一切の不利益又は損害に対して申請者がすべての責任を負うこと。』</p>		
以上		
備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。		
2. 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付する。		
3. 日本語以外の資料を添付する場合にあっては、当該資料の和訳を添えること。		
4. 【 】は一般詳細基準審査結果通知書の公開を求める場合、『 』は一般詳細基準審査結果通知書の公開を求めない場合に適用する。		

様式 2

一 般 詳 細 基 準 審 査 申 請 書		
高圧ガス保安協会会長 殿	番 号 平成 年 月 日	
	申請者 住 所 名 称 代表者	
	印	
<p>特定設備検査規則に係る一般詳細基準について、下記事項に同意の上、審査を【受け、当該一般詳細基準に係る一般詳細基準審査結果通知書を公開願いたいので】『受けたいので』申請します。</p>		
一般詳細基準 の作成者	名 称	
	所 在 地	
特定設備検査規則の関係条項		
一般詳細基準の題名		
一般詳細基準の作成日	平成	年 月 日
一般詳細基準の内容		
記		
<p>1. 特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第 4 号）に従い、本申請に係る一般詳細基準審査の結果が経済産業省に報告され、これを踏まえ、経済産業省が例示基準を改正又は追加した場合、当該例示基準が第三者により申請等に使用されること。</p> <p>【2. 本申請に係る一般詳細基準審査結果通知書が、詳細基準審査規程に定める手順に従って公開されること。</p> <p>3. 本申請に係る一般詳細基準審査結果通知書が公開された場合、特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第 4 号）に従い当該一般詳細基準審査結果通知書及び当該一般詳細基準が第三者により申請等に使用されること。</p> <p>4. 本申請に係る一般詳細基準に第三者が有する知的財産権が含まれる場合にあつては、箇条 1. から箇条 3. までについて、申請者と当該第三者とで合意していること。</p> <p>5. 本申請を行うこと及び箇条 1. から箇条 3. までにより生じる一切の不利益又は損害に対して申請者がすべての責任を負うこと。】</p> <p>『2. 本申請に係る一般詳細基準に第三者が有する知的財産権が含まれる場合にあつては、箇条 1. について、申請者と当該第三者とで合意していること。</p> <p>3. 本申請を行うこと及び箇条 1. により生じる一切の不利益又は損害に対して申請者がすべての責任を負うこと。』</p>		
以上		
備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。		
2. 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付する。		
3. 日本語以外の資料を添付する場合にあつては、当該資料の和訳を添えること。		
4. 【 】は一般詳細基準審査結果通知書の公開を求める場合、『 』は一般詳細基準審査結果通知書の公開を求めない場合に適用する。		

様式 3

詳細基準審査申請書		
	番 号	
	平成 年 月 日	
高圧ガス保安協会会長 殿	申請者	
	住 所	
	名 称	
	代表者	印
<p>国際相互承認に係る容器保安規則に係る詳細基準について、下記事項に同意の上、審査を受けたいので申請します。</p>		
詳細基準	名 称	
の作成者	所 在 地	
国際相互承認に係る 容器保安規則の関係条項		
詳細基準の題名		
詳細基準の作成日	平成 年 月 日	
詳細基準の内容		
記		
<p>1. 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20160613 商局第4号）に従い、本申請に係る詳細基準の審査の結果が経済産業省に報告され、これを受け、経済産業省が例示基準を改正及び追加した場合、当該例示基準が第三者により申請等に使用されること。</p> <p>2. 本申請に係る詳細基準に第三者が有する知的財産権が含まれる場合にあつては、箇条1. について、申請者と当該第三者とで合意していること。</p> <p>3. 本申請を行うこと及び箇条1. により生じる一切の不利益又は損害に対して申請者がすべての責任を負うこと。</p>		
以上		
備考1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。		
2. 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付する。		
3. 日本語以外の資料を添付する場合にあつては、当該資料の和訳を添えること。		

様式 4

高機第 号
平成 年 月 日

殿

高圧ガス保安協会
会長

一 般 詳 細 基 準 審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付け番号 をもって申請のありました件については、通達「容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）」に基づき審査を行った結果、下記の内容において、同通達 5. の一般に広く活用することができるものとして容器保安規則に規定する機能性基準に適合するもので [あると認められ] {はないとの結論に至り} ましたので通知します。

⁽¹⁾ なお、本書面は、高圧ガス保安協会ウェブサイトで公開されます。

記

一般詳細基準 の作成者	名 称	
	所 在 地	
容器保安規則の関係条項		
一般詳細基準の題名		
一般詳細基準の作成日	平成 年 月 日	
{理由}		

備考 1. []内は適切な場合、{ }内は不適切な場合に適用する。

2. ⁽¹⁾は、申請者が一般詳細基準審査結果通知書の公開を希望し、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、容器保安規則に規定された機能性基準に適合する場合に適用する。

様式 5

高機第 号
平成 年 月 日

殿

高圧ガス保安協会
会長

一 般 詳 細 基 準 審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付け番号 をもって申請のありました件については、通達「特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第 4 号）」に基づき審査を行った結果、下記の内容において、同通達 4. の一般に広く活用することができるものとして特定設備検査規則に規定する機能性基準に適合するもので [あると認められ] {はないとの結論に至り} ましたので通知します。

⁽¹⁾ なお、本書面は、高圧ガス保安協会ウェブサイトで公開されます。

記

一般詳細基準 の作成者	名 称	
	所 在 地	
特定設備検査規則の関係条項		
一般詳細基準の題名		
一般詳細基準の作成日	平成 年 月 日	
{理由}		

備考 1. []内は適切な場合、{ }内は不適切な場合に適用する。

2. ⁽¹⁾は、申請者が一般詳細基準審査結果通知書の公開を希望し、当該一般詳細基準が一般に広く活用できるものであって、特定設備検査規則に規定された機能性基準に適合する場合に適用する。

様式 6

高機第 号
平成 年 月 日

殿

高圧ガス保安協会
会長

詳細基準審査結果通知書

年 月 日付け番号 をもって申請のありました件については、通達「国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20160613 商局第 4 号）」に基づき審査を行った結果、下記の内容において、同通達 4. の国際相互承認に係る容器保安規則に規定する機能性基準に適合するもので [あると認められ] {はないとの結論に至り} ましたので通知します。

記

詳細基準 の作成者	名 称	
	所 在 地	
国際相互承認に係る 容器保安規則の関係条項		
詳細基準の題名		
詳細基準の作成日		平成 年 月 日
{理由}		

備考 []内は適切な場合、{ }内は不適切な場合に適用する。

様式 7

高機第 号
平成 年 月 日

高圧ガス保安協会
会長

一 般 詳 細 基 準 審 査 結 果 通 知 書

通達「⁽¹⁾規則の機能性基準の運用について（番号）」に基づき審査を行った結果、下記の内容において、同通達⁽²⁾の一般に広く活用することができるものとして⁽³⁾規則に規定する機能性基準に適合するものであると認められましたので通知します。

なお、本書面は、高圧ガス保安協会ウェブサイトで公開されます。

記

一般詳細基準 の作成者	名 称	
	所 在 地	
⁽³⁾ 規則の関係条項		
一般詳細基準の題名		
一般詳細基準の作成日	平成 年 月 日	

- 備考 1. ⁽¹⁾は、該当通達名を記入する。
 2. ⁽²⁾は、該当条項を記入する。
 3. ⁽³⁾は、該当規則名を記入する。